

農家民宿設置に係る事前確認申請書

令和 ○年 ○月 ○日

岡山県農林水産部農村振興課長 殿

申請者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 里山 育三
住所 △△郡△△町△△-△△
電話番号 (□□□□) □□ -□□□□

旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第2条及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第2項に規定する簡易宿所営業の施設の面積要件などの特例措置を受けたいので、下記施設について、役務の内容が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第23号)第2条に該当することを確認願います。

1 施設の概要

宿泊施設	施設名称	民宿「なごみ亭」
	所有者	里山 育三
	所在地	△△郡△△町△△-△△
	客室面積等	面積 30 m ²
	居宅の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

2 農家民宿業を営む主体(該当箇所に○)

農業者 ・ 林業者 ・ 漁業者 ・ その他 ()

3 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の概要

役務の内容	提供する役務の内容にチェックを入れ、具体的な内容を別紙様式2に記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 農林漁業体験の指導 <input checked="" type="checkbox"/> 農林水産物の加工又は調理の体験の指導 <input type="checkbox"/> 地域の農林水産業又は農山漁村の生活・文化に関する知識の付与 <input type="checkbox"/> 農用地・森林・漁場等の案内 <input type="checkbox"/> 農作業体験施設等や農山漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 <input type="checkbox"/> 以上の役務の提供のあっせん	
余暇活動場所	所有者	里山 育三
	所在地	△△郡△△町△△-△△
	種別・面積	田・15a

※ 複数ある場合は別紙記入のこと。

4 添付書類

- ① 余暇活動に必要な役務の内容(別紙様式2)
- ② 宿泊施設と役務を提供する場所の位置図・写真

余暇活動に必要な役務の内容

体験メニューの参考

滞在型余暇活動に必要な役務		具体例
農村	1.農作業の体験の指導 2.農産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 4.農用地その他の農業資源の案内 5.農作業体験施設等を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	田植えや稲刈り等米の栽培作業、野菜・果物の栽培作業や収穫作業 等 もちつき、そば打ち、漬物作り、こんにゃく作り 等 地域の伝統行事、雪かき、かかし作り 等 農業用ため池への案内 等 郷土料理教室等の利用 等 地域の協力してくれる農家への紹介
山村	1.森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 2.林産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与 4.森林の案内 5.山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	下草刈り、枝打ち、山菜採り、椎茸作り 等 干し椎茸作り、山菜料理作り 等 炭焼き、木工細工、つる細工のクラフト作り 等 森林散策、里山案内 等
漁村	1.漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導 2.水産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与 4.漁場の案内 5.漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	地引網、編の管理作業 等 魚のさばき方、干物作り 等 浜釣り 等

資料：農林水産省「グリーン・ツーリズム 農林漁家民宿開業・運営の手引き」（平成28年3月）P.24により作成

NO.	体験メニュー	体験場所（施設名）	体験料金・時間・人数	体験期間
1	田植え体験	△△郡△△町△△ -△△（自宅前）	2,000円	6月
2	収穫体験	△△郡△△町△△ -△△（自宅前）	1,000円	通年
3	郷土料理調理体験	△△郡△△町△△ -△△（自宅前）	3,000円	通年
4	山菜収穫体験	△△郡△△町△△ -△△（自宅前）	2,000円	4～5月
5				
6				
7				
8				

※複数枚にわたる場合には、適宜コピーの上、記載すること。